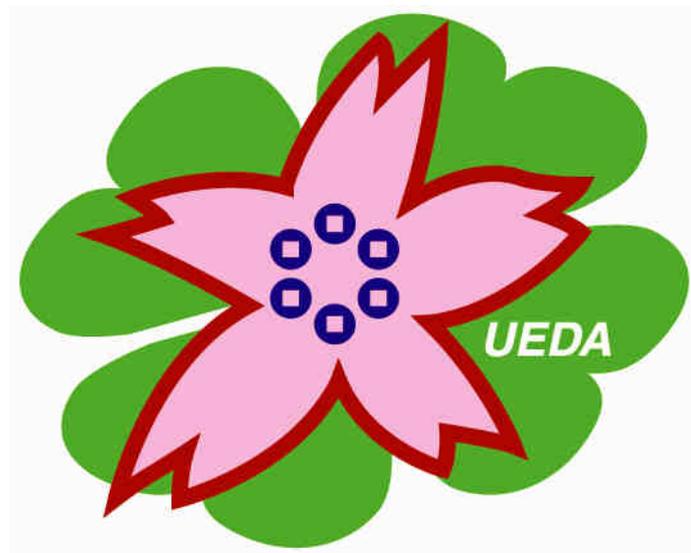


上田市補助金交付基準及び見直し基準



平成 23 年 9 月

上 田 市

(総務部行政改革推進室・財政部財政課・会計課)

はじめに

平成 23 年 4 月に施行した上田市自治基本条例の理念の実現を目指すため、市民と行政の関係を再確認しつつ、市民の「参加」と「協働」を促進する重要なツールとして、補助金の効果的な活用を図る必要が高まっています。

また、市民の税金をもって交付される補助金は、交付の「目的」、「根拠・基準」及び「効果・成果」を市民に公開し、その必要性について十分な理解を得る必要があります。

上田市では、補助金の交付に関する事務手続きについては、「補助金等交付規則(平成 18 年規則第 46 号)」において規定していますが、補助金の統一的な「交付基準」及び「見直し基準」を定めていませんでした。

このような状況を踏まえ、補助金の公益性、有効性、公平性、公正性、適格性及び透明性を確保すること、また、公共的サービスの多様な提供主体を育成するツールとして効果的な活用を図り、市民の参加と協働による上田市の持続的な発展を図るため、「上田市補助金交付基準及び見直し基準」を制定します。

1 補助金見直しの経緯

補助金の見直しについては、庁内において 合併調整項目として、平成 19 年度の「団体補助金の見直しについて」の取り組み、各年度の事業仕分けなど、段階的、部分的な取り組みを行ってきましたが、総括的な統一基準に基づき、将来を見据えた見直しも行う必要があります。

また、上田市監査委員による「行政監査」及び市議会の行政改革特別委員会による「団体補助金に対する提言」において、補助金の課題が指摘されています。

市では、上田市行財政改革大綱の重点取組事項として「補助金の整理合理化」を進めているところですが、これらの取組を更に進めるためにも、市の総括的な統一基準となる「上田市補助金交付基準及び見直し基準」を制定するものです。

【これまでの取り組み等】

年月日	機関	見直しに関する事項	
H19.7.9	部長会議	「団体補助金の見直しについて」を決定し「補助金等の見直し検討基準(内規)」に沿った補助金の整理合理化を開始。	
		主な内容	慣行的・奨励的な 109 項目の団体補助金について、事業費補助化への転換、統合、縮小、廃止等の見直し方針を決定し取組を開始した。
H19.12	財政課	H20 年度当初予算作成時から「補助金等交付基準」(内規)を示し、効果性及び適格性に基づく予算作成方針を提示した。	
		主な内容	補助金等について行政効果、必要性、補助率、限度額等の見直しを行い、目的が達成したもの、少額な補助、補助効果の薄いもの等は縮小又は廃止すること。 未整備となっている交付要綱等の早急な制定。
H20.2.12	監査委員	「行政監査の結果に関する報告について」において、「補助金の交付事務」の課題や見直しの方向性が示された。	
		主な内容	補助金の交付目的や補助基準を規定した要綱・規則等の整備を行うこと。 補助事業者の繰越金等の状況から、計画及び実績の検証を十分に行い補助事業者へ指導を行うこと。 市内部に事務局がある場合、補助金の慣例化が窺えるため、補助事業者の自立を促すためにも市の担当者が事務局事務を取扱わない協働策を検討すること。
H21.6.8 (6月定例会)	行政改革特別委員会 (議会)	「団体補助金に対する提言」	
		主な内容	補助金交付基準を明確に定め、市民に公表して行くこと。 団体補助金の見直しを継続的に行うため、有識者による(仮称)補助金審査委員会を設置し対応すること。
H22.11	行財政改革推進委員会	第二期集中改革プラン「補助金等の整理合理化」の提言	
		主な内容	運営費補助から事業費補助への移行、提案・公募型補助への転換、終期設定等を行うため、補助金等の見直し基準を制定すること。

2 補助金の課題と見直しの方向性

補助金の現状の課題を再認識することにより、見直しの方向性を決定する必要があることから、上田市監査委員及び市議会からの指摘事項、市民参加と協働の推進の視点から、次のとおり検討しました。

	主 な 課 題	見直しの方向性	見直しの具体例
1	広範な事業にわたり多様な性格の補助金があり、市民にわかりにくい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付目的や必要性等の明確化 	<p>全ての補助金において、交付要綱等を制定し公表する。</p> <p>予算編成方針や団体補助金の見直し等により全ての補助金に交付要綱等の制定を義務付けている。</p>
2	交付目的(公益上の必要性)がわかりにくい。		
3	交付要綱等が制定されていないもの、市民に公表されていないものがある。		
4	補助金の効果がわかりにくい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果の検証 	<p>申請書及び実績報告書に数値指標を記入し、実績及び効果を分かりやすくする。</p> <p>市は、交付団体等に対し、効果の測定を行うために必要な指導を行う。</p> <p>効果が不明確や少ない場合には、廃止する。</p>
5	長期間にわたり交付先が限定されていたり、特定の事業対象に固定化され硬直化、既得権化している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終期設定 ・ 類似補助金の統合 ・ 交付対象者の範囲拡大 	<p>団体への交付は、3年を終期とし、ゼロベースで見直す。</p> <p>交付目的が類似する場合には統合する。</p> <p>交付対象者の範囲を拡大するため、公募型、提案公募型への転換を図る。</p> <p>公募型、提案公募型の補助金交付にあたっては、審査及び評価する第三者機関の設置を行う。</p>
6	所管や事業ごとに縦割りに細分化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似補助金の統合 	
7	交付団体等の運営や事業展開が補助金に依存しがちとなり、自主性や事業の向上が図られにくい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費補助から事業費補助へ転換 (一部の団体補助金については、H19年度から見直しを実施中) 	<p>交付要綱等に交付対象経費、対象外経費を明記し、事業費補助化する。</p> <p>(運営費補助の廃止)</p>

3 補助金交付基準及び見直し基準の基本的な考え方

補助金の交付に当たっては、多数の者の利益の増進に寄与する活動や事業のうち、公費を支出する必要性が高いと判断される事業等について、補助金の交付が認められるものと判断されることから、補助金の公益性、有効性、公平性、公正性、適格性及び透明性を確保し、市民の理解を十分に得る必要があります。

(1) 基本原則

公開の原則	全ての補助金において、交付基準に関する根拠法令等のないものについては、交付要綱等を制定しホームページ等で公表します。
事業費補助の原則	交付要綱等に補助金の率、対象経費、対象外経費を明記することにより、本来の事業に対し補助します。 よって、運営費補助は原則として廃止します。
公募型制度の推進	公平性の確保と市民の参加と協働を推進するため、公募型、提案公募型補助制度の導入を進めます。

(2) 交付基準及び見直し基準の対象外とする補助金

- ア 市の裁量が極めて少ない国・県等の制度に基づく補助金
ただし、いわゆる市費による「上乗せ補助」「横出し補助」は、見直しの対象とします。
- イ 地方公営企業、特別会計及び広域連合に対する補助金
- ウ 市長が特に必要と認める補助金

(3) 見直しの手順と役割

【第1段階】 交付要綱等の公表	全ての補助金について、個別の交付基準(交付要綱等)を制定しホームページ等で公表します。市民への情報提供は、事業に対する意見や評価をいただくために必要であるとともに、市民の参加と協働を促す重要な要素であることを再認識する必要があります。	
【第2段階】 補助金の見直しと評価	事業担当課	「補助金交付基準及び見直し基準」に基づきセルフチェックを行い見直します。
	財政課	予算編成時にチェックし指導します。 予算編成方針の中で周知します。
	会計課	支出負担行為の起票及び支出命令の審査時にチェックし指導します。 主に交付申請書の補助対象経費、及び実績主義の補助について適正かどうかチェックします。
	行政改革推進室	事業仕分けの手法により、事業実施後の成果・効果の評価を行い結果を公表します。

上田市補助金交付基準

制定：平成 23 年 9 月 27 日

1 目的

この基準は、補助金の「公益性」、「有効性」、「公平性」、「公正性」、「適格性」及び「透明性」を確保するとともに、補助金の効率的かつ効果的な運用及び適正な執行を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 補助金

市の歳出予算における 19 節「負担金、補助及び交付金」から支出する補助金をいう。なお、補助金と性質を同じくする助成金・給付金・利子補給金は、補助金に含まれるものである。

(2) 交付要綱等

補助金の交付基準を定めた条例、規則、要綱、要領等をいう。

(3) 事業費補助

交付要綱等に交付対象者、補助率、及び補助対象経費又は対象外経費を明記し、本来の事業に対し補助するものをいう。

(4) 運営費補助

団体運営費(人件費を含む)や施設運営費を補助するものをいう。

3 公益性に基づく基準

(1) 地方公共団体が推進すべき事業であること。

(2) 市として助成、推奨していく必要がある行政目的に沿った事業であること。

(3) 市と市民の役割分担の中で整合性が認められ、市が補助すべき事業であること。

4 有効性に基づく基準

(1) 補助金を交付することが、行政手法として最も有効であること。

(2) 市の社会・経済情勢に合致していること。

(3) 事業等を実施することにより、他への波及効果が高いこと。

(4) 費用対効果が高いと認められること。

5 公平性に基づく基準

(1) 特定の個人や団体に限定せず、広く参入の機会を与えること。

(2) 補助率については、市民協働推進の視点及び事業対象者と市の対等の視点から、原則として2分の1以下にすること。

(3) 補助金額の上限額を設けること。

(4) 個人を対象とする補助金については、市税の納付状況、所得要件及び市域内購入の全て又はそのいずれかによる制限を設けること。

(5) 利子補給金の交付期間は、5年以内であること。ただし、利子補給金の該当となる借入事由が、借入者の自己責任に拠らない災害等の場合については、10年以内とする。

6 公正性に基づく基準

- (1) 法令等に抵触していないこと。
- (2) 補助金の交付に対して根拠法令のないものについては、交付要綱等を整備し、補助の目的、対象、効果及び補助金の額の算出方法を明確にすること。
- (3) 補助率・単価を定めずに、一定額をもって補助することはしないこと。
- (4) 補助金の額を単価により積算するものは、単価の算出根拠を明確にすること。
- (5) 補助金対象経費又は対象外経費を明確にすること。
交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、宿泊を伴う視察費、慰労的な研修費、他の団体等への迂回助成費等の直接公益的な事業等に結びつかない経費及び社会通念上公金で賄うことが適切でない経費は、補助金の対象外とする。ただし、会議等における必要な茶菓子・食事に関する経費は、真にやむを得ないものに限り一定の上限を設け対象とすることができる。
- (6) 国県等の補助金に伴う交付期間は、国県等に合わせること。

7 適格性に基づく基準

- (1) 団体の会計処理及び用途が適正になされていること。
 - ア 会議費等の運営費的支出が、必要最小限度であること。
 - イ 補助対象経費と補助対象外経費を、明確に区分していること。
 - ウ 団体構成員から会費を徴収するなど、応分の自主財源の確保に努めていること。
 - エ 団体等の決算における繰越金の額が、補助金の額を超えている場合には、当該繰越金の額に応じて補助金の額を調整すること。
 - オ 補助金の申請及び実績報告に係る事務、活動費の現金管理等の事務は、事業の実施主体である補助金の交付先が責任を持って実施していること。
- (2) 団体等の事業活動の内容が、団体の目的と合致していること。
- (3) 自助・自立が認められる団体及び目的が達成されている事業でないこと。
- (4) 補助金の交付期間は、原則として3年以内とすること。

8 透明性に基づく基準

- (1) 全ての補助金の交付要綱等を、ホームページ等で公表すること。
- (2) 事業等の実績及び成果・効果について、ホームページ等で公表すること。

上田市補助金見直し基準

制定：平成 23 年 9 月 27 日

1 趣旨

補助金の交付については、社会環境や市民ニーズの変化に応じた見直しを、常に行う必要があります。

上田市補助金交付基準に規定する「公益性」、「有効性」、「公平性」、「公正性」、「適格性」及び「透明性」の視点から、既に施行されている補助金を見直すための基準と手順を定めるものです。

2 定義

(1) 補助金

市の歳出予算における 19 節「負担金、補助及び交付金」から支出する補助金をいう。なお、補助金と性質を同じくする助成金・給付金・利子補給金は、補助金に含まれるものである。

(2) 交付要綱等

補助金の交付基準を定めた条例、規則、要綱、要領等をいう。

(3) 事業費補助

交付要綱等に交付対象者、補助率、及び補助対象経費又は対象外経費を明記し、本来の事業に対し補助するものをいう。

(4) 運営費補助

団体運営費(人件費を含む)や施設運営費を補助するものをいう。

3 見直しの方向性

上田市補助金交付基準に基づく個別の交付要綱等の目的と事業実施後の効果を基に、補助金のあり方を審査・検討し、補助金の上限額・率等の拡大、継続、縮小、休止、統合及び廃止等により見直しを行います。

4 見直しの手順

第 1 次チェック	事業担当課	上田市補助金交付基準に基づくチェックリストを用いて、見直しを行います。
第 2 次チェック	財政課	予算編成時にチェックを行い指導します。 予算編成方針の中で周知します。
第 3 次チェック	会計課	支出負担行為の起票及び支出命令の審査時にチェックを行い指導します。 主に交付申請書の補助対象経費、及び実績主義の補助について適正かどうかチェックします。
第 4 次チェック	行政改革推進室	事業実施後に、事業仕分けの手法により成果・効果を重視した評価を行い、その結果を公表します。

(別紙)

上田市補助金交付基準に基づくチェックリスト

1 公益性の視点

該当の有無	課題・問題点	見直しの方向性
	地方公共団体が推進すべき事業としての役割が減少している。	縮小又は廃止
	市の政策に矛盾する点がある。	廃止

2 有効性の視点

該当の有無	課題・問題点	見直しの方向性
	社会・経済情勢の変化により適切でなくなっている。	廃止
	交付目的が既に達成されており、その効果が薄れている。	廃止
	民間において既に事業化されている場合や、類似の事業が存在している。	廃止
	費用対効果が期待できない。	廃止又は縮小
	補助金対象事業費に占める補助金の割合が10%以下である。	廃止
	団体への交付額が、5万円以下であり、継続して3年以上交付している。	廃止又はゼロベースで見直し 【検討の視点】 ・奨励や育成が目的の場合は、成果・効果と目的の達成度を十分に評価すること。
	事業等の効果を数値等により明確に示せない。	市は、補助金の有効性(成果)を市民が理解できるよう説明する責任があることから、事業の目的等に鑑み、可能な限り指標を設けるよう交付申請者に指導し改善を図る。

3 公平性の視点

該当の有無	課題・問題点	見直しの方向性
	同一又は類似目的の補助金が複数ある。	・交付要綱等を統合し、広く参入の機会を与える。 補助金の金額・率等の審査の基準を同一のものとし、公平性を確保する。
	補助金の率が2分の1を超えている。	交付要綱等の補助金の率を、2分の1以内に改正する。

	補助金の上限額を設けていない。	交付要綱等を改正し、交付上限額を追加する。
	交付対象者に対する制限を設けていない。	市税の納付状況、所得要件及び市域内購入の全部又はその一部について制限を導入する。 なお、制限の種類については、変更及び追加を検討する。
	利子補給金の交付期間が5年以上である。	交付期間を5年以内にする。

4 公正性の視点

該当の有無	課題・問題点	見直しの方向性
	法令等に抵触する可能性がある。	廃止又は交付要綱等の見直し
	補助金の対象経費が不明確である。	・事業費補助化する。 交付要綱等に補助率、上限額及び補助対象経費又は対象外経費を明確に記載する。
	運営費補助となっている。	
	補助金の交付額が一定額(予算の範囲等)になっている。	補助率と上限額を設定する。
	他団体や関係組織へ迂回助成を行っている。	迂回助成となる事業費を、補助対象外経費とする。
	補助金対象事業費のうち、食料費及び旅費の占める割合が20%を超えている。	休止又は縮小

5 適格性の視点

該当の有無	課題・問題点	見直しの方向性
	団体内において、会費徴収などの応分の自己負担をしていない。	縮小
	交付団体の決算における繰越額が、補助金の金額を超えている。	縮小、休止又は廃止
	交付期間の原則3年以内を超える。	ゼロベースで社会情勢の変化、補助金の有効性、団体等の役割、費用対効果等を再検討すること。補助等の必要があるものは、再度終期設定した上で予算化する。
	団体の自助・自立が認められ、事業の目的が達成されている。	廃止

	市の関与が大きい団体等が実施する、単発的な事業に対する補助金。	<p>事業の性質を検討し、補助金から負担金や委託への転換を検討する。</p> <p>【検討の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の役割が大きな場合、負担金を検討。 ・市の責務において実施すべき事業であれば直営又は委託を検討。
--	---------------------------------	---

6 透明性の視点

該当の有無	課題・問題点	見直しの方向性
	交付要綱等が制定されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・早急に交付要綱等を制定する。 制定されていない場合には、予算の執行を認めない。
	交付要綱等を、ホームページ等で公表していない。	公表する。

7 その他の注意点

- (1) 本チェックリストに該当がない場合にも、多様な視点から見直しを検討すること。
- (2) 事業等の性質に鑑み、その他の支出区分への変更も検討すること。
 - ・市の役割が大きな場合、負担金を検討。
 - ・市の責務において実施すべき事業であれば直営又は委託を検討。
- (3) 廃止や縮小を決定する場合には、必要に応じて経過措置期間を設け段階的な縮減措置を図るなど、見直しの手法にも配慮すること。

【 参考 】

用語解説

項 目	説 明
負担金	<p>公益性の高い特定の事務や事業の実施により、市も利益を享受する場合に、費用の一部を分担し支出するもの。</p> <p>市が構成している公益性の高い特定の事務や事業を行う団体に対し、会費や実費相当額を分担し支出するもの。</p>
補助金	<p>国や他の地方公共団体と共同する事務や事業の、奨励又は育成を図るため支出するもの。</p> <p>市の施策の推進に必要であり、公益性が高い特定の事務や事業を対象として支出するもの。</p> <p>補助金と性質を同じくする助成金・給付金・利子補給金を含める。</p>
交付金	<p>法令に基づき、財政援助を目的として交付するもの。</p> <p>政策上の大きな目的の達成のため、細かな使途や補助率を限定せず、受給する側で弾力的な運用を可能とする資金を支出するもの。</p> <p>法令や条例等により、市が本来行うべき業務を外部団体へ委託した場合の報償として支出するもの。</p>
委託費	<p>法令や条例等により、市が本来行うべき業務や事業を外部団体へ委託した場合の報償として支出するもの。交付金との整合性に注意が必要。</p>
交付要綱等	<p>補助金の交付基準を定めた条例、規則、要綱(訓令)、要領(内規)等をいい、本基準制定後は、全て公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「条例」、「規則」、「要綱」は、例規集に掲載し広く周知を図るもの。 ・「要領等」は、短期間に限定して施行する場合や交付対象者を限定する場合であって、広く周知を図る必要性が低いと判断し内規としていたもの。
事業費補助	<p>交付要綱等に補助金の率、対象経費、対象外経費を明記することにより、本来の事業に対し補助するもの。</p>
運営費補助	<p>団体運営費(人件費を含む)や施設運営費を補助するもの。</p> <p>なお、本補助金交付基準制定後は、原則として廃止する。</p>